

図1②	
規則性の強さと規則性の弱さ	規則性の強さと規則性の弱さ

図1③

A	B	C	D	E																
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	

いります。2項では看護体制、3項では報告義務についての規定があります。

第2章 保険医の診療方針等  
第12条において一般的方針が定められており、診療の具体的方針を受けるように誘引することが禁止されました(第2条の4の2)。

た第2次の段階において、診療行為を示す  
ています。具体的には、1・診察／  
／2・投薬／3・処方せんの交付／  
／4・注射／5・手術及び処置／  
6・リハビリテーション／6の  
2・居宅における療養の管理等／  
7・入院——と診療行別に記載さ  
れています。ちなみに、医療機関

品、歯科材料について厚生労働大臣が定めるもの以外は使用してはならない」ということが規定されています。3項では特定の保険薬局への誘導の禁止、4項では訪問看護事業所との連携を規定しています。

第5条では一部負担金の受領について

第11条1項では入院について規定されています。有床診療所では、

保険医療を行ううえで  
守らなければならぬルール  
療養担当規則を理解しよう

河合吾郎 河合医療福祉法人事務所／行政書士・社会福祉士

かわい・こうじ 静岡県浜松市生まれ。中央大学経済学部卒業。2001年社会福祉法人聖隸福音事業団聖隸浜松病院に入職し、医事課・医療情報センター・經理課などを経験。在職中に行政書士・社会福祉士・個人情報保護士などを取得し、11年に開業。さまざまな角度から医療機関の運営支援を行うことで地域医療の発展に貢献することを目指している。

# 診療所スタッフ強化塾

**これを守らないと  
保険請求はできない**

診療方針から指導まで  
こと細かに規定

関する事項、2項では領収書や明細書の無料交付を義務付けていま

本号からは前連載の「医療制度の基礎知識」をバージョンアップし、職種を問わず診療所で働く人々が知つておかなればならない

療養担当規則は次の3章で構成されています。章ごとに内容を聞いていきたいと思います。

年より原則として無償交付する」とが義務付けられました。ただし、400床以下の病院では16年3月

2014.7 CLINIC BAMBOO 50

第16条では保険 医の専門外の場 合の他の医療機 関への転医や対 診について書か れています。	第3章 雜則 読み替え規定につ いて
第18条では厚 生労働大臣が定 めるもの以外の 特殊療法等の禁 きつかけになれば幸いです。	療養担当規則は、保険診療を行 ううえで非常に大切な事項が規定 されています。診療報酬改定が4 月に行われましたが、療養担当規 則も一部改正されています。今回 の話題が、療養担当規則を知る

が、処方箋の有効期間4日以内というのも、この第20条に定められています。

第13条から第15条は保険医の指導について、

第23条では処方せんに関する記載事項と様式(様式第2号(図2))について規定されています。書式のレイアウトは「存じか」と思いますが、日頃の業務で目にされていると思いますが、療養担当規則に規定がありますので今回あえて掲載しました。

的には、  
・診察  
・処方せんの交付  
・手術及び処置／  
ーション／6の  
る療養の管理等／  
診療行別に記載さ  
なみに「医療機関  
勤務の皆さんは  
第22条では、診療録への記載と  
品、歯科材料について厚生労働大臣  
が定めるもの以外は使用しては  
ならない」ということが規定されて  
います。3項では特定の保険薬局  
への誘導の禁止、4項では訪問看  
護事業所との連携を規定していま  
す。